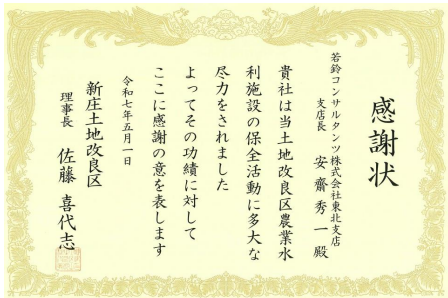


優れた地域貢献活動の概要			
1 活動概要			
事業地区名	新庄地区	企業名	若鈴コンサルタンツ(株)東北支店
対象活動名	新庄地区における清掃・環境美化活動		
活動期間	令和4年度～令和6年度(現在継続中)		
概要	新庄地区において、農業用水利施設の機能診断業務の実施を契機に、施設の適切な維持管理の必要性を痛感し、地区内の農業用水利施設周辺の除草作業及び環境美化作業を、年2回の頻度で継続して活動している。		
2 表彰理由			
具体的な表彰理由	【新庄地区における清掃・美化活動】		
	・本地区において、農業用水利施設の機能診断業務の実施を契機に、施設の適切な維持管理の必要性を痛感し、新庄土地改良区と「新庄土地改良区が管理する農業水利施設の保全活動に係る協定書」を締結し、年2回(春、秋)の頻度で、農業用水利施設敷地内及び進入道路部を対象に、除草作業及び環境美化活動を実施した(写真①)。 ・併せて、作業効率向上のため草刈機3台を導入するとともに、安全対策徹底のため「刈払機取扱作業安全衛生教育」を受講し、終了証を交付された者が作業を行うこととしており、作業の事故防止対策を徹底した(写真②)。 ・これらの活動は、土地改良区より感謝状が授与されるなど感謝されている(写真③)。 ・本地区以外にも、東北農政局管内においても、同様の活動を実施している。		
	このような優れた地域貢献活動を展開しており、優良活動として表彰するものである。		
3 実施内容等			
＜清掃・環境美化活動状況＞写真①			
  除草作業状況 新庄土地改良区が管理する農業水利施設の保全活動に係る協定書 新庄土地改良区(以下「甲」という)と若鈴コンサルタンツ株式会社(以下「乙」という)は、乙が行う地域環境の向上に資する農業水利施設等の維持・保全活動に関し、以下のとおり協定する。 (目的) 第1条 本協定は農業水利施設等の保全活動を通じて、農業農村の地域資源の適切な保全管理と農村環境保全を推進するため、甲が行う保全事業に乙が協力連携を図ることを目的とする (協定期間) 第2条 協定期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までの間とする。ただし、その期間の満了1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとする。 (協定の対象施設) 第3条 保全活動の対象は、新庄土地改良区管理地域で造成された農業水利施設とする。 (協働) 第4条 具体的な年間稼働予定は、予め協議の上決定する。 (その他) 第5条 この協定に定めるもののほか、必要事項は甲、乙が協議し決定する。 この協定締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。 令和 7年 4月 1日 (甲) 山形県新庄市金沢宮ノ次郎4273番3 新庄土地改良区 理事長 佐藤 喜代志 (乙) 名古屋地区毛田井五丁目450番地 若鈴コンサルタンツ株式会社 代表取締役 金田 伸宏  作業完了後   土地改良区と締結した協定書 安全衛生教育終了証(写真②) 感謝状(写真③)			
4 担当事業所名			
西奥羽土地改良調査管理事務所			